

仕様書（案）

1 件名

令和 8 年度インターネット広報業務委託

2 概要

SNS 広報を実施するための広報コンテンツの制作及び配信業務を委託するもの

3 委託期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

4 実施目的

名古屋市広報課 X アカウント (@nagoya_koho) をはじめとした SNS について、魅力的なコンテンツを発信することによって、投稿に気づき、継続的にフォロワーになつてもらうことで、市政情報を伝えるとともに行動変容につなげること。

5 業務委託内容

(1) 広報コンテンツ（縦型動画もしくはマンガ）の制作

ア 広報コンテンツについて

市施策の内容や趣旨について市民（主に若年層）に周知し、行動に移してもらうことを目的とした、ストーリー仕立ての、縦型動画もしくはマンガを制作すること。縦型動画もしくはマンガは、どなたにでも十分伝わり、かつ印象に残るよう工夫を凝らし、X 上で話題になり拡散するような面白味を持ったものとすること。また、Instagram にも流用して掲載予定のため、Instagram 上での話題性・拡散性にも配慮すること。

イ データ形式

(ア) 縦型動画の場合

1 テーマあたり、30～90 秒程度、アスペクト比は縦 1920px × 横 1080px の動画データを制作すること。

(イ) マンガの場合

X での配信及び Instagram での広告配信に適したマンガを制作すること。

ウ 広報するテーマ（施策）の数

20 テーマ以上。令和 8 年 5 月・6 月に各月 1 テーマ以上、7 月から令和 9 年 3 月に各月 2 テーマ掲載できるように制作すること。

エ ターゲット

メインターゲットは若年層（20～30 歳代）とする。ただし、施策によっては 10 歳代以下、または 40 歳代以上がターゲットとなることもある。

オ 広報テーマ例（令和 7 年度実施テーマ）

消防団員募集、朝ごはんを食べよう、オーバードーズ防止対策など

※これまで制作したコンテンツは、名古屋市広報課 X アカウントに掲載。

※上記は令和 7 年度実施分で取り扱ったテーマの一例であり、実際に取り扱うテーマは市の施策全体が対象となる。

カ 制作について

- (ア) 企画書・台本の作成に際して、打合せを行う場を設けること（オンライン可）。また、名古屋市が提示するテーマ・要望に基づいて制作し、名古屋市の承認を受けること。
- (イ) 動画の場合、出演者や撮影場所等、撮影に必要なものは原則、受託者で用意すること。
- (ウ) 完成前に名古屋市の承認を得ること。また、必要に応じて再編集を行うこと。

(2) 広報コンテンツの配信

ア 配信媒体

X

イ 配信形態

5(1)で制作したコンテンツを名古屋市広報課Xアカウントに使用して拡散させ、また、名古屋市広報課Xアカウントのフォロワー獲得に繋がる配信方法を提案すること。

ウ 配信例

著名人によるリポスト等の拡散、名古屋市広報課Xアカウントのフォローとコンテンツのリポストを応募条件としたプレゼントキャンペーン、広告配信など

※配信時には、URLの添付を前提とする。

※広告配信する場合、X広告の規定に従うこと目的として、配信用データを別途制作することを可とする。

エ 配信実績の報告

委託者と協議の上、配信施策に応じて、配信した期間、インプレッション数、エンゲージメント数、エンゲージメントの内訳・属性等の実績等を、その都度文書で提出すること。

(3) その他媒体での配信について

ア 配信媒体

Instagram

イ 配信形態

名古屋市広報課Instagramアカウント(meetsukete_nagoya)を使用し、5(1)で制作したコンテンツを広告配信すること。また課金形態は、原則インプレッション(imp)での課金とする。

ウ 配信エリア

名古屋市内を指定すること。

エ 配信期間・広告表示回数

配信期間は各テーマの配信開始日から1ヶ月間の配信とする。ただし、テーマによっては配信期間が1ヶ月間未満となる場合があるので対応すること。広告表示回数は各テーマ350,000imp以上配信すること。

オ 広告配信の運用

広告配信の運用にあたっては、各配信期間内に目標impを達成することができるよう、また1ヶ月より短い期間で広告費の上限金額に達することができないように、広告運用管理を十分に行うこと。

カ 配信実績の報告

配信した期間、インプレッション数、エンゲージメント数、エンゲージメントの内訳・属性等の実績を委託者の依頼に基づき、その都度文書で提出すること。

(4) 追加提案

ア 5(1)アで制作したコンテンツを効果的に周知する方法があれば提案すること。

イ 5(1)ウについて、21テーマ以上制作できる場合はテーマ数と配信時期を提案すること。

ウ 5(1)アで制作したコンテンツの配信について、5(2)(3)のほかにも効果的な方法があれば提案すること。

(5) 成果物の納入

ア 納入物及び納入期限

(ア) 広報コンテンツの電子データ(mp4、JPEG等)一式

各配信開始日の前開庁日の午後5時まで

※二次使用できないものを除く

(イ) 配信報告書(PDF等)

各配信終了日の翌日から起算して30日以内

イ 納入方法

電子メールによる。送付先電子メールアドレスは別途指定する。

(6) その他

ア 5(1)アで制作したコンテンツ及び5(2)の配信方法、5(4)の提案において、著名人を起用する場合はその氏名等を、プレゼントを用意する場合は内容等を具体的に提案すること。

イ 広告配信にかかる費用が発生する場合は、受託者の負担にてこれを処理すること。また、使用するSNS等に大きな仕様変更があるなど広告配信の継続が困難になった場合は、委託者と協議の上、予算内において他のSNS等を使用して同程度の効果を得るよう最善を尽くすこと。

6 権利の帰属及び権利処理

- (1) 成果物及び成果物のために制作された企画・画像・デザイン・コピー等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定された各権利を含む。）は受託者に帰属し、委託者は受託者が許諾した範囲及び期間でのみ使用できるものとする。
- (2) 成果物に使用される企画・画像・デザイン・コピー等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及び監督、脚本、アートディレクター、技術監督、漫画家、イラストレーターその他本成果物の制作に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行うこと。
- (3) 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (4) 委託期間に関わらず、成果物及び成果物のために制作された企画・画像・デザイン・コピー等の素材データを受託者が許諾した範囲及び期間において二次使用する場合の二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理する

こと。

7 その他

- (1) 業務における統括責任者を置き、市長室広報課と開庁日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（以下「開庁時間」という。）随時連絡がとれる体制とすること。
また、緊急時に備えて開庁時間外も連絡体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の傷害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (3) 受託者が（2）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (4) 受託者は、この契約による事務を処理するに当たり、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (5) その他、本業務にあたり実施内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、業務を進めること。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにはほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等) 【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるとときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかつたときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に關し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、

復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に關し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。